

諮問庁：北九州市長

諮問日：令和 6 年 7 月 3 1 日（諮問第 1 8 8 号）

答申日：令和 7 年 5 月 2 6 日（答申第 1 8 8 号）

答 申 書

第 1 審査会の結論

本審査請求の対象となった行政文書の開示請求につき、一部を不開示とした決定は妥当である。

第 2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

令和 6 年 5 月 1 0 日付け北九都戦計都第 2 3 7 号の行政文書一部開示決定の処分（以下「原処分」という。）により開示された文書について、開示決定のとおり
の開示を求める。第 7 回の定期見直しの文書が出ていない。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論書で主張している審査請求の主たる理由は、
次のように要約される。

- (1) 開示すべき文書が開示されていない。隠ぺいしている。
- (2) 北九州市広域都市計画区域区分の変更に伴う都市計画案は、「第 1 回定期見直し」（昭和 5 3 年 3 月 3 0 日）から「第 8 回定期見直し」（令和 3 年 4 月 3 0 日）
まで決裁されている。
- (3) 令和 6 年 5 月 1 0 日付け北九都戦計都第 2 3 7 号による開示文書は、都市計
画の変更案の縦覧についての決裁事蹟であり、都市計画案の決裁事蹟ではない。

第 3 処分庁の説明の要旨

1 審査請求に至る経緯

本件は、令和 6 年 4 月 2 6 日付けで、審査請求人より北九州市情報公開条例
（平成 1 3 年北九州市条例第 4 2 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定
に基づき、本件対象文書の開示請求があり、それに対し、同年 5 月 1 0 日付け北
九都戦計都第 2 3 7 号で一部開示決定を行ったところ、これを不服として同年 5
月 2 2 日付けで本審査請求が提起されたものである。

2 原処分の理由

北九州市長（以下「処分庁」という。）が弁明書及び意見聴取で主張している

原処分の主たる理由は、次のように要約される。

- (1) 審査請求人は、令和 6 年 4 月 26 日付けで条例第 6 条第 1 項の規定に基づき、処分庁に対して、次の行政文書の開示請求を行った。

『「北九州広域都市計画区域区分の変更」についての第 1 回から第 8 回までの定期見直しに係る都市計画案の決裁事蹟参考別紙』

- (2) 処分庁は、上記(1)で示す行政文書の開示請求について、令和 6 年 5 月 10 日付けで、行政文書を一部開示する旨の決定を行い、審査請求人に通知した。

- (3) 審査請求人は、第 7 回定期見直しの文書が開示されていないため、開示決定どおりの開示を行うよう求めている。

しかし、審査請求人が令和 6 年 4 月 26 日付けで行った開示請求については、令和 6 年 5 月 10 日付け一部開示決定において開示した文書が全てである。

- (4) 審査請求人は、第 7 回定期見直しの都市計画案の決裁文書がないと主張しているが、これは本件で開示している文書である都市計画案の縦覧に供する文書の決裁と同等、同じものである。

要するに、最後の最後に縦覧するもの、内部で検討して、案の変更や修正を繰り返し、最後の段階で縦覧にかけるところなので、縦覧に関するその文書の決裁事蹟は、この決定事蹟と同じものである。

- (5) 審査請求人は、第 1 回定期見直しから第 8 回定期見直しまで決裁されていると主張している。

今回の文書の開示決定通知書の開示しない理由にも記載しているが、第 1 回から第 6 回までの定期見直しは、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律を整備する法律（平成 23 年法律第 105 号）、いわゆる地域主権一括法の施行前である。

この法律により、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 87 条の 2 が改正され、都道府県の権限が指定都市に移譲された。改正された都市計画法の施行期日は平成 24 年 4 月 1 日であるため、それまでは県の権限だったので、本市の権限ではないことから、決裁文書も存在しない。

- (6) 第 7 回の定期見直しについては、原処分において開示しているものである。

次に、第 8 回の定期見直しについては、この定期見直しの時には、北九州市は区域区分の話は行っていないが、県下一斉でこの区域区分の見直し、定期見直しを行っている。北九州市は北九州広域都市計画区域となっており、中間市と苅田町が同じ都市計画区域になっている。この時は苅田町が区域区分の変更を行っているが、北九州市は行っていないことから、決裁についても存在しない。

- 3 以上のことから、本件処分は適法であり、審査請求人の主張には理由がないこ

とから、本件審査請求の棄却を求めるものである。

第4 審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、審議を行った。

- ① 令和6年 7月31日 諮問の受付
- ② 令和6年11月26日 審議
- ③ 令和6年12月24日 処分庁からの意見聴取、審議
- ④ 令和7年 3月27日 審議
- ⑤ 令和7年 4月23日 審議

第5 審査会の判断の理由

当審査会は、審査請求の対象となった本件対象文書の一部開示決定について、審査請求人及び処分庁の主張を具体的に検討した結果、以下のとおり、判断する。

1 本件開示請求について

本件開示請求に基づき、処分庁は本件対象文書について保有している全ての行政文書を開示するとの決定を行ったが、審査請求人はそれを不服とし、更に本件対象文書の開示を求めていることから、以下、検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

本件対象文書は、「北九州広域都市計画区域区分の変更」についての第1回から第8回までの定期見直しに係る都市計画案の決裁事蹟であるが、処分庁は、そのうち、第1回から第6回まで及び第8回の定期見直しに係る都市計画案の決裁事蹟は不存在としている。

本審査会が見分した結果、第1回から第6回までの定期見直しに係る都市計画案の決裁事蹟については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律を整備する法律による都市計画法第87条の2の改正前の時点での決裁事蹟ということになる。改正された同法第87条の2の施行期日は平成24年4月1日であることから、同日より前の都市計画を定める権限は、まだ都道府県から指定都市に権限を移譲されていないため、第1回から第6回までの定期見直しに係る決裁事蹟は存在しないとする処分庁の主張は妥当と判断する。

また、当審査会が確認したところ、第8回の定期見直しは、北九州市以外の自治体に関する定期見直しであり、その事務は県が行ったとのことだった。

このため、第8回の定期見直しに係る決裁事蹟が存在しないとする処分庁の主張は妥当であると判断する。

3 第7回の定期見直しに係る都市計画案の決裁事蹟について

審査請求人は、令和6年5月10日付け北九都戦計都第237号による開示文書は、都市計画の変更案の縦覧についての決裁事蹟であり、都市計画案の決裁事蹟ではないと主張している。

一方、処分庁は、第7回の定期見直しに係る都市計画案の決裁事蹟については、都市計画案の縦覧の決定事蹟と一緒であることから、開示すべき文書は全て開示していると主張している。

当審査会において、本件開示文書を見分したところ、「北九州広域都市計画区域区分の変更案の法定縦覧について（第7回定期見直し）」との件名の決裁文書で、都市計画の概要（計画書、理由書、総括図、計画図等）が添付されていることを考慮しても都市計画案の決裁事蹟としての実質を十分備えているというべきである。

また他に決裁事蹟が存在すると判断するに足る特段の事情も存しないことから、処分庁の主張は妥当であると判断する。

なお、第1回から第6回まで及び第8回の法定縦覧については、北九州市には権限がないため決裁事蹟は存在しないことを当審査会において確認している。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の前記判断を左右するものではない。

5 まとめ

以上のことから、本件処分に違法又は不当な点は見受けられず、本審査請求にはその理由がないため、前記第1のとおり判断する。

北九州市情報公開審査会

会長	阿 野 寛 之
委員	神 陽 子
委員	熊 谷 美佐子
委員	仲 野 宏 子
委員	中 村 智 美